

国際税務ミニコラム

Let's have a break!

国際特別委員会

海外旅行と事後免税制度

EU等の海外に旅行した際、一定の手続をすることにより、現地で購入した商品に含まれる付加価値税（VAT：フランスではTAV）を戻してもらえる制度があります。事後免税制度（Tax Refund）といわれます。

この制度により、付加価値税等の還付を受けられる国々は、EU内の主要諸国、スイス、ノルウェー、シンガポール、韓国、オーストラリア、カナダ等の多くの国々です。アメリカ合衆国には、免税店（DFS）はありますが、この事後免税制度はありません。

EU主要各国の事後免税による最大還付率は、購入額に対し、ドイツ14.5%、スペイン13%、フランス12%となっています。10数パーセントの還付率ですが、購入商品が多額となれば、還付金額

も相当な額となります。

事後免税を受けるには、まず、現地の事後免税の表示がある店舗で一定額以上の商品を購入し、免税書類を受領します。帰国時、空港で税関に未使用の対象商品、パスポート、搭乗券、レシートを提示し、記入済の免税書類に税関スタンプをもらいます。その後、機内預け手荷物を預け、出国手続をし、税金払戻窓口で、スタンプ済の免税書類を提示し、現地の通貨で還付してもらいます。クレジットカード、小切手での還付もあります。また、日本で日本円で払い戻しを受ける方法もあります。

上記の手続等には、時間がかかりますので搭乗の二時間半以上前に空港に到着する必要があります。では、良いご旅行を。（田中久義）